

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国 立 市 長 永 見 理 夫

(説 明) 国立市使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき、し尿処理手数料（家庭系）の額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例（平成 15 年 3 月国立市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物等処理手数料の欄中「1, 500 円」を「2, 000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に収

集する廃棄物等について適用し、同日前に収集した廃棄物等については、
なお従前の例による。